

公立小松大学における公的研究費の不正防止計画

令和3年4月1日

公立大学法人公立小松大学（以下「本学」という。）では、公的研究費の適正な管理・運営のために、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2007年2月15日制定、2021年2月1日改正）に基づき、次のとおり不正防止計画を定める。本計画については、新たな不正発生要因・問題点を把握した場合等、必要に応じ、見直しを行う。

1. 機関内の責任体系の明確化

不正発生要因・問題点	対応する不正防止計画
・責任体系が曖昧で、組織としてのガバナンスが機能しない。	・「最高管理責任者」、「統括管理責任者」、「コンプライアンス推進責任者」を定め、役割を明確化する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生要因・問題点	対応する不正防止計画
・研究費の執行手続きに係るルールが理解されていない。	・研究費等執行マニュアルを整備し、構成員への周知を図る。
・コンプライアンスに関する構成員の意識が希薄である。 ・研究費が公的資金であるという意識が希薄である。	・研究費の管理・運営にかかわる構成員に対する行動規範を策定する。 ・研究費の運営・管理にかかわる構成員に対し、コンプライアンス教育等を実施する。 ・研究費の運営・管理に関わる構成員は、研究費の不正を行わない旨の誓約書を提出する。
・不正使用調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用が透明化されていない。	・懲戒については「懲戒処分の審査等に関する規程」に基づく。 ・調査の手順については「研究費の不正使用防止に係る調査等に関する取扱要項」に基づく。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生要因・問題点	対応する不正防止計画
・告発、調査等に関する取扱が明確でないため、抑止効果が希薄である。	・学内外からの告発を受け付ける通報窓口を設置し、公表する。 ・研究費の不正使用防止に関する取扱を定め、調査体制・手続等に関する条項等を整備する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因・問題点	対応する不正防止計画
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算執行状況が把握されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注する前に、財務会計システムにより事前に予算執行状況を定期的に把握する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品の検収確認等が不十分であるため、不適切な処理につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検収体制について明確なルールを定め、かつ、モニタリングの一環として、検収業務がルール通り行われているか確認する。 ・ また、換金性の高い物品について、転売や私的利用のリスクを考慮し、一定数を抽出して確認を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅費実績の確認が不十分であるため、カラ出張や旅費の水増し請求など、不適正な請求につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出張の事実を証明する書類の提出や詳細な報告書の提出を求め、実態の把握に努める。 ・ 実態に応じた旅費の支出を行う。 ・ モニタリングの一環として、定期的に一定数を抽出し、宿泊先、面談者の確認を行う。

5. 情報発信・共有化の推進

不正発生要因・問題点	対応する不正防止計画
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究費使用ルール等の周知不足により、不正の発生につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究費の申請・執行についての相談窓口を設置する。 ・ 研究費の不正への取り組みに関する基本方針、不正防止計画、責任体系、相談窓口などをホームページに掲載することで周知する。

6. モニタリング体制の整備・実施

不正発生要因・問題点	対応する不正防止計画
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不正防止計画に基づくモニタリング体制の整備・実施が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 科学研究費の執行・管理体制について定期的に内部監査を実施する。